

佐賀県告示第 138 号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 27 年佐賀県条例第 52 号）第 8 条第 2 項の規定により、令和元年度木材業者及び製材業者の登録事項を次のとおり変更した。

令和元年 12 月 24 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

木材業者					
登録番号	登録年月日	所在地		名称	代表者氏名
佐木小第3号	令和元年11月28日	変更前	小城市三日月町久米1350番地	株式会社古賀木材センター	代表取締役 古賀 正人
		変更後	"	"	代表取締役 古賀 正大
佐木鹿第3号	令和元年11月28日	変更前	鹿島市大字三河内甲2754番地 2	松尾製材所	松尾 進
		変更後	"	"	松尾 壮一郎

製材業者					
登録番号	登録年月日	所在地		名称	代表者氏名
佐製鹿第3号	令和元年11月28日	変更前	鹿島市大字三河内甲2754番地 2	松尾製材所	松尾 進
		変更後	"	"	松尾 壮一郎